

# 子育て世帯の医療費負担を軽減します

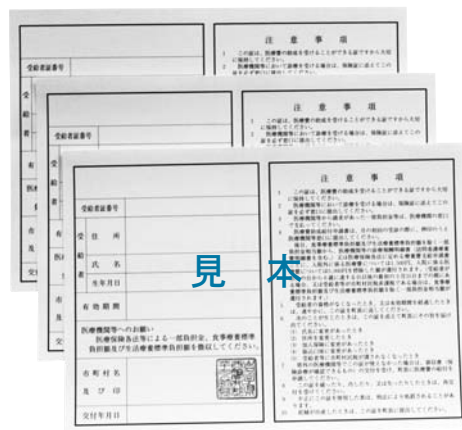
## 医療費助成事業の所得制限を一部廃止

問い合わせ先：町民福祉課 ☎46-5562

町が実施する中学生以下を対象とした医療費助成事業を、平成24年4月から該当要件である所得制限を見直し、小学生以下の対象世帯は全て所得制限を廃止します。

詳しい内容は下表をご覧ください。  
新たに対象となる人（保護者が所得限度額を超えていた小学生など）には、申請書類を郵送していただきます。4月20日までに手続きをお願いします。

これにより、小学生のいるご家庭でこれまで所得制限のため該当しなかった世帯についても、4月以降は医療費の自己負担額部分の助成を受けられます。



交付される医療者受給者証。受診の際には医療機関に提示してください

### 医療費助成事業の内容

事業区分	該 当 要 件		助 成 内 容
	対 象 者	所得制限	
乳幼児	出生の日から小学校就学前までの乳幼児	なし	医療機関で支払った一部負担金の全額を助成
妊産婦	妊娠5カ月目の月の初日から出産日の翌月末日まで		医療機関で支払った保険適用の一部負担金のうち 【保護者が住民税課税】の場合 1 医療機関につき ▷入院5,000円/月 ▷外来1,500円/月 を控除した額を助成 【保護者が住民税非課税】の場合 全額を助成
重度心身障害者	①身障手帳1、2級 ②障害基礎年金1級 ③特児手当1級 ④療育手帳A ①から④のいずれかに該当する人	県で定める所得限度額以下であること。(扶養の数により限度額に変動有)	小学生は医療機関で支払った一部負担金の全額を助成
ひとり親家庭	①配偶者のいない男性または女性、および扶養されている18歳に達する年度末までの児童 ②父母のいない児童		
町単独	①小学生 ②中学生	①小学生はなし ②中学生は県で定める限度額以下	

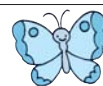
### さくらの会に参加しませんか

65歳以上の人を対象とした茶話会「さくらの会」を開催します。皆さんと一緒に、語り合いの場に参加してみませんか？

#### 場所・日時

- ◎平泉地区（毎月第1金曜日開催）  
福祉活動センター 4月6日（金）10：00～11：30
- ◎長島地区（毎月第4火曜日開催）  
長島公民館 4月24日（火）10：00～11：30

- 内 容…茶話会・レクリエーション・手芸・軽体操など
- 参加費…100円（お茶代）
- 持ち物…上履きや手芸道具など
- 参加方法…事前に持ち物などの確認がありますので、保健センターまでご連絡ください。
- その他…日程などは変更する場合がありますので、毎月の広報や保健センターまでお問い合わせください。
- 問い合わせ先…保健センター ☎46-5571



## 農地が荒れて困っていませんか？

### 耕作放棄地の再生を応援します

問い合わせ先：農林振興課 ☎46-5564

町担い手育成総合支援協議会では、国の「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」制度を活用する形で、耕作放棄地の再生を応援しています。荒れた農地を借り受け、作業員を雇ったり、自らが作業をしたりして、再生工事を行った事業主に對して助成金が交付される

制度です。この制度は現在のところ、25年度まで継続される予定です。耕作放棄地でお困りの人は、役場農林振興課までご相談ください。

◎「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」の内容  
①10㍊当たり5万円の補助  
②再生経費の2分の1（重機などを使用する場合）の補助  
①②のほか、肥料などを投入する土壌改良が2年目にも必要な場合は、土壌改良2年目分として10㍊当たり2万5000円の補助が受けられます。

培する作物によっては、同区域外の農地も対象となります。

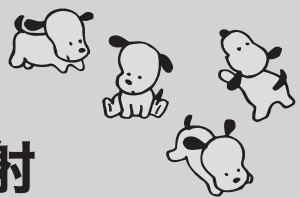
## 「限度額適用認定証」が外来・調剤薬局でも使用できます

問い合わせ先：町民福祉課 ☎46-5562

「限度額適用認定証（または限度額適用・標準負担額認定証）」の交付を受けた人は、自身への高額な医療費請求を、一定限度額に留めることができます。これまでは入院時のみ認定証の使用が認められていました。4月1日からは外来や調剤薬局でも、この「限度額適用認定証」が使えるようになります。

◎申請に必要なもの  
▽町国民健康保険証  
▽世帯主の印鑑（認印可）  
※4月1日より前に発行された「限度額適用認定証」をお持ちの場合、手続きは不要です。継続してご使用ください。  
※国保以外の人は、各保険者まで申請・お問い合わせください。

## 春の狂犬病予防注射



「狂犬病予防法」により、狂犬病予防注射は年1回の接種が義務づけられています。

日 時…下表の通り

接種対象…生後91日以上のすべての犬  
料 金…3,100円（おつりのないよう準備をお願いします。）

- ▷注射時には、保健センターから送付されるハガキと注射料金を忘れずに持参してください。
- ▷注射中に犬が逃げ出すことのないよう、事前に首輪などの点検をお願いします。
- ▷排泄物の処理は、飼い主が責任を持って行ってください。
- ▷訪問注射を希望する場合や期間中に注射を受けられない場合は、後日動物病院に連絡の上、接種してください。

### 犬の登録も忘れずに！

当日、注射会場では犬の登録も実施します。登録料は3,000円（注射料金と別途）です。

期日	場 所	時 間
4月10日（火）	14区公民館	9：00～9：15
	長部地区交流センター	9：30～9：45
	小島神社鳥居付近	10：00～10：15
	20区コミュニティセンター	10：30～10：40
	旧小島小学校付近	10：55～11：10
4月11日（水）	長島体育館	11：25～11：55
	大佐公民館	9：00～9：15
	佐野公民館	9：30～9：40
	祇園公民館	9：50～10：00
	12区町浄水場付近	10：15～10：30
4月12日（木）	13区公民館	10：45～11：00
	2区公民館	11：15～11：30
	瀬原屯所付近	11：45～11：55
	3区雷神社付近	9：00～9：05
	戸河内コミュニティセンター	9：20～9：25
4月12日（木）	小野寺誠吉様宅付近	9：40～9：45
	4区ふれあいセンター	10：00～10：10
	5区公民館	10：25～10：35
	6区河原橋付近	10：50～11：00
	7区公民館	11：15～11：25
町保健センター	11：40～12：10	

問い合わせ先…保健センター ☎46-5571